

アメリカにおける付加価値情報 ディスクロージャーの有用性について —— 最近の動向を中心として ——

大 原 昌 明

目 次

はじめに

I. イギリスからアメリカへ

1. 付加価値計算書の導入とその外観
2. 付加価値計算書の利用局面

II. イギリスの教訓

1. 付加価値報告の必要性とその理論的解釈
2. 付加価値計算の基礎概念
3. 付加価値報告の評価

III. 利用領域の拡大

1. 多国籍企業と発展途上国
2. 地域付加価値の内容と例示
3. 地域付加価値計算書の有用性

おわりに

はじめに

重複計算を回避できる計算技術としての付加価値計算は18世紀にアメリカで考案されたといわれている[Cox A, p.12]。しかし、アメリカにおける企業付加価値会計は、これまで、世界的趨勢から見て、理論的にも実務的にもかなり立ち後れており、まさに「いちじるしく不十分な状態のままにおかれている」[飯田, 221頁]状態であった。

そうした中において、アメリカの付加価値会計研究、とくに付加価値情報のディスクロージャーに関しては、企業観の変化に根ざした付加価

値会計の導入を提唱したスーヤーネン(Soujanen, W)の研究をその代表として挙げる⁽¹⁾ことができる。

スーヤーネンの主張は、1954年7月に発行された“The Accounting Review”誌に掲載された論文によって展開されたが、その影響は付加価値会計のみならず、会計主体論研究にもおよび、その理論は企業体理論として重要な役割を演じている。スーヤーネンは、企業を「利害関係者である人々の意思決定の中心(decision-making center)」[Soujanen, p. 392.中原訳, 134頁]ととらえ、制度としての企業の立場から、その社会性にスポットを当てて付加価値会計の導入を提案した点にその特徴が認められる。このことから、企業の基本的目的である私的利益追求性に加えて、新たに企業の社会性を測定する手段としての付加価値計算書のディスクロージャーを提案したものといえる。このスーヤーネンの論文は、付加価値計算書の導入を提唱したという意味において、アメリカの付加価値会計についての代表的な、そして世界的に見ても、きわめて初期の研究であると位置付ける⁽²⁾ことができる。

その後、付加価値会計研究は、イギリスを中心としたヨーロッパ諸国で展開されることになり、とくにイギリスでは、1970年代後半から1980年代にかけて多くの研究書が発表され、大規模企業の多くが付加価値情報をディスクロージャーするに至った。

一方、アメリカでは、同時期においても、スーヤーネンの研究以来、付加価値会計に関する研究は進展を見ることができず、実務においても付加価値情報のディスクロージャーは皆無の状態であった[Lafferty & Cairns, p.358]。しかし、最近になって、付加価値情報の有用性に関する論文が相次いで発表され、そのディスクロージャーと新たな利用局面について、いくつかの興味深い提案が行われつつある。

本稿は、付加価値情報のディスクロージャーに関して、最近アメリカで発表された一連の研究を紹介しながら、その有用性に関する特徴について考察しようとするものである。

I. イギリスからアメリカへ

1. 付加価値計算書の導入とその外観

まず最初に紹介する論文は、1988年6月に“Accounting Horizons”誌に発表されたグラスゴー大学のグレイ (Gray, S) とオクラホマ大学のミーク (Meek, G) による共同論文である。この論文は、その著者の一人としてグラスゴー大学のグレイがかかわっていることからわかるように、イギリスにおける付加価値会計についての理論をアメリカでも導入し、「コーポレート・リポート」(ASSC)方式による付加価値計算書の作成を提案したものである。

グレイ＝ミークは、論文の冒頭部分で「アメリカ企業のアニュアル・リポートへの『付加価値』となるヨーロッパの新機軸は付加価値計算書である。」[Gray & Meek, p.73]と述べている。つまり、付加価値計算書を新しい計算書としてアメリカ企業が導入すれば、従来のアニュアル・リポートに新たな価値を付け加えることになるだろうということを述べているのである。そして、その付加価値計算書について、「コーポレート・リポート」の中心的問題領域である社会的責任との関連で、その導入の必要性を説いている。

イギリスにおける付加価値計算書のディスクロージャー、とくに「コーポレート・リポート」で提案された付加価値計算書のディスクロージャーは、社会的責任報告書としての性格が強く、社会一般と企業との利害関係の調整のために作成されるものとして考えられている。そしてこのように考えるとき、その責任の水準をどこで決定するのが問題となる[Gray, Owen & Maunders, pp.10-12]。この点に関して、グレイ＝ミークは、アメリカでは、「市場に効率よく対応すること」を責任の水準とするであろうと指摘している[Gray & Meek, p.74]。

さて、グレイ＝ミークは、付加価値計算書の外観を、損益計算書との比較において次のように説明する。すなわち、損益計算書は株主の所得について報告するものであり、付加価値計算書は、広範な「利害関係者」集団、つまり、資本提供者に加えて、従業員や政府によって獲得される所得について報告するものである[ibid, p.75]。そして、付加価値計算書が損益計算書にとってかわるものというよりは、損益計算書を補足する

ために作成されるものであると位置付けている[ibid, p.75]。これは「コーポレート・リポート」が、付加価値計算書を補足的計算書のひとつとしてとらえている立場に一致する[ASSC, para. 6.3-6.6]。

次に、付加価値計算書と損益計算書との比較をとおして、その違いを明らかにしている。ここで、グレイ＝ミークは、1985年のイギリス I C I 社の付加価値計算書と損益計算書を例示しながら[Gray & Meek, pp. 76-77]、双方に記載される金額がほとんど同じ金額であることを述べながらも、付加価値計算書が損益計算書の単なる並べ替えではないことを強調する。たとえば、損益計算書では、労務費と減価償却費は、その他の製造原価とともに集計され、その期に販売された完成品の基準で売上原価に配賦される。棚卸高に含まれる労務費や減価償却費は貸借対照表に記載される。他方、付加価値計算書では、その期の労務費や減価償却費は一括してその全額が表示される。こういった例を挙げながら、重要なことは、新しい情報を記録せずに付加価値計算書が作成できるということを主張しているのである[ibid, p.75]。

2. 付加価値計算書の利用局面

ところで、指標としての付加価値および付加価値計算書の利用局面について、グレイ＝ミークは、次の4点を挙げている。

- ①企業によって創造された富の測定
- ②利害関係者の相互依存関係の強調
- ③貸金支払に関する従業員の期待と予測
- ④生産性インセンティブ計画

付加価値は企業が新たに生み出した富であるということは、企業付加価値の一般的な定義である。第1の利用局面は、利益を異なった観点から評価する際に付加価値が役に立つことを意味する。異なった観点とは、一般大衆のための業績尺度としての有用性に着目した場合の観点である。この点について、「利益は、大衆のための業績の尺度としては、付加価値よりも有用性は少ないであろう」[ibid, p.77]と述べ、利益に対する付加価値の比較優位性を強調している。

第2の利用局面は、付加価値計算書によって利害関係者間の依存関係を示すことが、企業活動に対する従業員の積極的態度を導くことをいう。

もちろん、企業にかかわる利害関係者間には競争関係、対立関係が存在する。しかし、相互依存の関係も存在する。そういった企業において、チームワークや協力関係が利害関係者間に存在するとすれば、付加価値計算書はそれらの関係を強調することができるのである。

第3の局面は、従業員への支払水準の公正性や公平性を付加価値計算書があらわすということである。言い換えれば、将来の支払水準についての企業の能力を付加価値計算書が表示できるということであり、賃金交渉において、従業員の志気に影響を及ぼすことになる。

第4の利用局面は、生産性インセンティブ計画の基準としての付加価値の利用についてである。この利用については、すでにモーリーの論文[Morley C, p.257]や、コックスの著書[Cox B]などで詳細に述べられている利用局面である。

これらの利用局面は、概していえば、付加価値情報は従業員に対して重要であることを強調するものである。従来、とくにヨーロッパ諸国の付加価値情報の主たる利用者として想定されているのは従業員であり、従業員のために役立つ情報として付加価値情報を位置付けている。前述のような利用局面は、まさに、イギリスの付加価値会計思考をアメリカにおいても適用しようとするあらわれと見ることができる。

しかし、グレイ＝ミークは、すべてイギリス的な提案を行っているわけではない。論文の中ではわずかに1ページ弱ではあるが、アメリカの会計基準に準拠して、付加価値情報の有用性をも検討している。それは、SFACへの準拠についてである。グレイ＝ミークは、中でもSFAC第2号と第5号を引合いに出して考察している。

1980年に報告されたSFAC第2号[FASB, pp.26-82]は、会計情報の質的特質についての規定であるが、この報告書は「有用性の少ない情報とより有用性の高い会計情報とを区別する特質」[ibid, p.34]を説明するためのものである。そこには、目的適合性、信頼性、保守主義、比較可能性、重要性などの会計情報に関する特質が挙げられているが、グレイ＝ミークは、その中でも目的適合性と信頼性を意思決定のために役立つ基本的特質であると位置付け、付加価値計算書はこれらの特質に見合う内容を有する計算書であると述べている[Gray & Meek, p.80]。さらに、1984年報告の同第5号[FASB, pp.119-167]は、財務諸表の認識と測定を

中心問題にすえながら、財務報告が提供すべき情報の概念規定についてのものであるが、グレイ＝ミークは、ここで示された財務諸表と同様に付加価値計算書もまた、理路整然たる計算書であり、それらの計算書と同じ基礎的データから導き出すことができるとして、その導入に際して新しい問題を引き起こさないと述べているのである[Gray & Meek, p. 80]。

アメリカでの付加価値計算書の導入について、こういった側面から検討した点に、グレイ＝ミーク論文の新しさが見られるといえよう。

II. イギリスの教訓

さて、イギリスにおける付加価値会計および付加価値情報のディスクロージャーを詳細に検討したのが、イリノイ大学のベルカウイ(Belkaoui, A)である。ベルカウイの一連の研究⁽⁴⁾[Belkaoui A.B,CおよびKalpik & Belkaoui]の特徴は、情報としての有用性、指標としての有用性を強調している点にある。

会計情報としての付加価値、業績指標としての付加価値が有用性を有するということは、その利用者の意思決定に役立つということであり、これが他の会計情報よりも意思決定に対して効果的であるということである。とくに、付加価値情報が一般投資家の意思決定に役立つことが理解されれば、アメリカにおける新たな会計情報として考察される対象のひとつとなる。

そうした観点から、ベルカウイの付加価値情報ディスクロージャーに対するアプローチは、その前提となる計算方法と、付加価値それ自体の利用局面に集中し、とくに利用局面について、新たな展開を見せている。

1. 付加価値報告の必要性和その理論的解釈

ベルカウイはまず、世界各国で行われている慣習的報告手段の有用性を認めつつも、それらが「企業の総合的生産性についての重要な情報、そして、諸資源の管理に関係するチーム、つまり、株主、債権者、労働者および政府の取り分についての重要な情報を与えることはできない」[Belkaoui C, p.1]と問題提起をし、そのきわめて重大な任務を満たすこ

とができる計算書として付加価値計算書をとらえる。そして、「利益は株主が獲得する最終の見返りであるが、付加価値は、労働者、資本提供者および政府というチームが獲得する総合的見返りである」[ibid, p.1]と特徴付け、その必要性を説く。

さて、付加価値それ自体の理論的解釈については、①経済学的解釈、②業績の総合的尺度としての解釈、および③社会的変革からの要請という3点を指摘している[ibid, pp.2-3]。とくに付加価値情報ディスクロージャーの観点からは、ベルカウィは第3の解釈を次のように強調する。

「社会の代表としての政府やその要求においてより一層の力強い役割を演じる労働者によって、株主の重要性はわずかに減退し、利益の重要性を後退させてきている。つまり、社会的変革は、政府および労働者の要求に見合うように付加価値の算出やディスクロージャーを指示しているのである。」[Belkaoui C, p.3]

これは、付加価値概念の導入にかかわる社会的変革の認識について、かつてモーリィが指摘した次のような見解に基づくものである。

「何世紀にもわたって、会計は利益について報告してきた。現在、なぜわれわれは、付加価値についても報告を必要とするのだろうか。ひとつの答えは、付加価値計算書が社会的変革を反映するからである。つまり、株主たちの力はますます減退し、中央政府や組織化された労働者はより一層力強くなったからである。」[Morley A, p.3]

こういったモーリィの見解に基づくベルカウィの主張は、会計報告全体の変革の必要性の認識から、付加価値概念の導入に一定の根拠を与える見解であるといえる。

2. 付加価値計算の基礎概念

ベルカウィは、付加価値計算書が、損益計算書の修正版として吟味できるとして、付加価値計算書は、次の2段階のプロセスを経て、損益計算書から作り出される計算書であると述べている。

第1段階は、次のような損益計算書の利益計算の方法をいう。

$$R = S - B - DP - W - I - DD - T \quad (1)$$

R = 留保利益

- S = 売上収益
 B = 外部購入の材料・サービス
 DP = 減価償却費
 W = 賃金
 I = 利子
 DD = 配当
 T = 税金

そして、つづく第2段階は、上記等式(1)を再編成して、次のような付加価値等式を導き出すプロセスである。

$$S - B = W + I + DP + DD + T + R \quad (2)$$

または、
$$S - B - DP = W + I + DD + T + R \quad (3)$$

等式(2)は、粗付加価値法を示し、等式(3)は、純付加価値法を示している。どちらの場合も、等式の左辺は付加価値(粗または純)を示し、右辺は経営上の生産チーム、とりわけ労働者、株主、債権者および政府に関連するグループの付加価値の分配を示している。また右辺は、加算法と呼ばれる付加価値の算出方法であり、左辺は控除法による付加価値の算出方法として知られている。

次にベルカウィは、粗付加価値概念と純付加価値概念の優位性を比較している。

粗付加価値概念は、「コーポレート・リポート」で採用された概念であるが、ベルカウィは次のようなモーリーの解釈をもって、これを説明している。

- ①付加価値は、減価償却の計算に含まれる弾力性と主観性に対して、一定の客観性を与えることになる。また客観的には、粗付加価値が巧みな操作あるいは標準化を受け入れにくいものであると労働者によって解釈されているとすれば、生産性による賞与を決定するために利用される妥当な基準として従業員を安心させる方法となる。
- ②粗付加価値計算書は、当該年度に示される再投資、とりわけ減価償却費や留保利益について有効な総額を考慮するものとなる。粗付加価値計算書は、より一層十分な開示の特徴を持つ。
- ③粗付加価値計算書は経済学者の観点や総国民所得の選好に一致する [Morley D, p.626]。

これに対して、純付加価値概念については、次のような利点を示している。

- ①純付加価値は、粗付加価値形式よりも、分配について、直下の富の創造に対して意味するところは大きい。粗付加価値形式は、富の創造の尺度として減価償却費によって誇張され、そして、その分配は資産減少にいたる。粗付加価値は分配できないが、純付加価値は分配可能である。
- ②純付加価値形式は、資本変化を考慮したとして、粗付加価値形式よりも労働者に対する生産性による賞与の決定に、より一層公正な基準となる。
- ③純付加価値形式は、継続性や対応といった会計原則に一致することができる利点を表現している。
- ④純付加価値形式は、2企業間の資産交換が償却対象固定資産である場合、減価償却費を控除することで、ある種の二重計算を排除する [ibid, p.628]。
- ⑤純付加価値は、労働者、資本提供者および政府というチームに対する見返りの概念への一致を、より一層明らかにする。このことは、企業内の「チーム精神」における改善を引き起こすことになる [Morley A. p.33]。

なお、ベルカウィは、どちらの概念が妥当性を有するかと考えるか、直接的な見解は示していない。しかしながら、第1図のような付加価値計算書を例示しており [Belkaoui C, p.7]、ここでは減価償却費を売上高の控除項目として表示している。

3. 付加価値報告の評価

さて次に、ベルカウィは、付加価値報告の評価のために、その利点と欠点を列挙する。

まず、付加価値報告の利点として、ベルカウィは11点を挙げているが [ibid, pp.9-13]、それらをいくつかの観点からまとめて示せば次のようになる。

(1) 従業員との関係における利点

- ①付加価値報告は、企業の最終成果について労働者の重要性に光を

あてることによって、労働者に対する最良の組織的風潮を引き起こす。

- ②付加価値報告は、生産性ボーナスの増加を導入する優れた実務的方法を提供し、付加価値額の変化に報酬を関連付けることになる [Morley C, p.621]。
- ③付加価値報告は、従業員グループにとって役立つものになる。というのも、それが従業員の向上心やその交渉代表者に影響を及ぼすからである。
- ④付加価値報告は、従業員の付加価値の取り分を明かにし、そして、経営者に対して彼らの重要性の度合を示すことによって、従業員

第1図 ベルカウィの付加価値計算書

A. ある企業の 19 x 8 年の伝統的損益計算書			
売上高			\$ 2,000,000
差引	使用材料	\$ 200,000	
	賃金	400,000	
	買入サービス	600,000	
	支払利息	120,000	
	減価償却費	80,000	
税引前利益			600,000
	所得税 (税率 50%と仮定)		300,000
税引後利益			\$ 300,000
	配当金		<u>100,000</u>
	年度留保利益		<u>200,000</u>
B. 同年度付加価値計算書			
売上高			\$ 2,000,000
差引	買入材料・サービスおよび減価償却費		880,000
分配または維持可能付加価値			<u>1,120,000</u>
次のように適用：			
従業員へ			400,000
資本提供者へ			
利子	\$ 120,000		
配当金	<u>100,000</u>		220,000
政府へ			300,000
留保利益			<u>200,000</u>
付加価値			<u>\$ 1,120,000</u>

にとって役立つものになる。

(2) 経営管理上の利点

①付加価値基準比率は、もっとも特徴のある、そして予言的役割を持つものとして作用する[ibid, p.622, Cox A, pp.67-82]。

(3) 国民所得計算上の利点

①付加価値報告は、国民所得を測定するために利用される諸概念にかなり一致し、経済学者によって利用されるマクロ経済学的データベースや技術に役立つような結び付きを創造する。

(4) 指標としての利点

①付加価値報告は、企業の規模および重要性についての最良の尺度として作用する。それは、企業が達成した正味の富の創造についてのよりよい尺度である。

②純付加価値は、とくに専断的で手に負えないような会計技法が、利益よりも損失を認識する場合、純利益よりもよりよい業績指標になる。

(5) 投資家に対する利点

①付加価値情報が企業証券のシステムチック・リスクあるいは期待利得の予測、そして有価証券のトータル・リスクに関係付けることができれば、付加価値報告は、持分投資家にとって役立つ。

②付加価値は、証券に関連する予測利得、期待利得およびトータル・リスクのための有用なツールを提供する。

③付加価値報告は、固定資産を取り替えたり区分して表示することで、内部的に発生した資金を別個に開示することによって、企業の再投資政策についてのよりよい状況を提供する。

(6) その他の利用領域における利点

①多国籍企業の受入国の付加価値計算書の作成は、国民経済的発展のプロセスについて、多国籍企業の貢献度を分析する情報を提供する(なお、この点については、次のセクションで触れる)。

上記の従業員との関係における利点、経営管理上の利点、国民所得計算上の利点、指標としての利点、投資家に対する利点については、従来から指摘されてきた付加価値会計あるいは付加価値情報ディスクロージャーについての利点である。

これらの中で、とくにベルカウィが強調している利点は、指標としての利点および投資家に対する利点である。

まず、企業の規模および重要性についての最良の尺度となるという利点は、企業規模を表現する指標としての売上高や資本が、企業の一部分を表すだけか、あるいは業種によって誇張することになりかねないという指摘[Morley C, p.259]に基づくものである。

さらに現行会計制度における指標としての利益の欠点を補う指標としての付加価値について、ベルカウィは、インドの研究者であるシンの説を引用している。興味深い指摘であるので、やや長くなるが、ここでも引用しておく。

「純利益は所有者に対して発生する。したがって、もしもどのような組織も連続的な長期間の損失を生むとすれば、それら自体の利害において、企業を終結することは、所有者のためにふさわしいと思われるだろう。しかし、もしもその問題が社会的見地から考えられるならば、その意思決定は異なるであろう。あらゆる単位は、労働者と所有者によって分配される価値を生む。それで、たとえ所有者の稼ぎ高がマイナスであるとしても、労働者は自分たちの賃金を稼得するのである。結果として、社会的見地から、もしも労働者の分け前と所有者の分け前の総計がプラスであるならば、企業を運営することは有益であろう。今まで採り入れられなかったであろう田舎のあるいは過疎の住居地域の郵便サービス、運送サービスなどのような公益事業は、純利益が前述の目的のための唯一の決定基準であると考えられていた。もしも、投入の他にも、賃金が回収されるならば、それはこれらのサービス関係企業の設立を正当化するための十分な理由であろう。なぜならば、それらは人々へのこのようなサービスを供給するだけでなく、労働剰余の経済における雇用機会を生むからである。」[Shinha, p.136. 中原訳, 204~205頁]

次に、投資家に対する利点についてであるが、現在までに、投資家に対する付加価値情報の利用可能性について言及した研究がなかったわけではない。その代表的見解は、次のようなモーリィの見解である。

「企業の株主たちは、すでに、『かれら』が当該年度に得たベネ

フィットについての報告書である、1つの年次計算書を有している。それは損益計算書である。これは、かれらの特別な必要性に見合うようにデザインされている。広範な集団の達成度についての報告書としてデザインされた付加価値計算書が、株主たちの特別な要請に見合うような損益計算書に対して見劣りするということは決して驚くべきことではない。しかしながら付加価値計算書は、企業やその業界の遠い将来に関して、現在の株主や潜在的株主へのガイドとなる有用な趨勢情報を明らかにするであろう。投資家たちは、ある企業(または、ある業界や国)において、労働者たちが恒常的に増加する付加価値の割合を手にし、これが再投資を犠牲にして行われるということを認識する。ある企業は正反対の傾向を示すこともあるだろう。ポートフォリオ投資家に対する関連性は明かである。また、将来の拡張のために留保されるものに対比して、配当金として支払われる付加価値の相対的割合の推移は有用である。」[Morley A, pp. 11-12]

またさらに、ベルカウイも引用しているが、マundersによっても、次のような一般投資家への役立ちが指摘されていた。

「付加価値情報がコレクティブ・バーゲニングに影響を及ぼすことが説明できると仮定すれば、われわれはまた、それが、企業利得、したがって期待利益や証券にかかわるリスクを予測する投資家にとって、潜在的に役立つということも導き出すこともできるのである。」[Maunder, p.229]

業績指標としての利益や付加価値、そして2次的加工の基礎指標としての利益や付加価値は、その計算過程の妥当性もさることながら、ある種の目的に適合するような方向性を有している。つまり、モーリーがいうように、損益計算書が投資家の情報ニーズに見合う形でデザインされたものであるとするならば、付加価値計算書は誰の情報ニーズに見合う形でデザインされたものなのかを特定することは重要なことである。そして、これまでの多くの研究がその対象をおもに従業員に求めてきたのである。

しかしその反面、付加価値情報が、従業員にとって役に立つかどうか

について、疑問の声が上がっていたことも事実である[Purdy, p.114]。その批判の根拠は、その対象と利用局面との直接的対応関係がなかなか把握できないことが、付加価値会計の状況を不安定なものにし、付加価値情報が従業員にとって役に立つ情報なのか疑問としてあらわれてきたと考えられる。

とくに一般投資家に有用となる付加価値情報のディスクロージャーについて、ベルカウィは、証券投資によって投資家が得られる利得の測定に際して、付加価値を投資判断尺度の指標として利用することが有用性を持つことを主張していることは注目すべき点である。かつてマundersは「証券のシステムチック・リスクが付加価値のディスクロージャーにリンクできるかどうかはかなり難しい問題」[Maunder, p.229]であると指摘した。投資判断尺度としての会計尺度の有効性について、ベルカウィはまず、「ある種の会計尺度によって提供される情報が、証券のリスクを評価するために、投資家によって利用される基礎的情報に一致する」[Belkaoui C, p.87]と仮定した場合、企業に対する支配権よりは証券投資によって得られる利得を求める傾向にある一般投資家にとって、会計的基準による尺度は重要な判断材料になるととらえている。次に、会計的尺度として妥当性を有する利益やキャッシュ・フローと付加価値を比較し、付加価値がより有用であることを、実証研究を通して検討しているのである[Karpik & Belkaoui]。こういった投資判断尺度としての付加価値に対する実証的考察は、付加価値情報ディスクロージャーの有用性についての新しい試みであるといえよう。

ところで、付加価値報告の欠点については、ベルカウィは次の4点を指摘している[Belkaoui C, pp.13-15]。

- ①付加価値報告は、企業が単一の共働グループのチームであるという間違った仮定を信頼している。
- ②付加価値計算書は、とくに付加価値が増加しながら利益が減少している場合、混乱に導いてしまう。
- ③付加価値計算書の算入は、経営者を、不当に企業付加価値の極大化を追求することに導く。
- ④付加価値の解釈の仕方によっては誤りに導く。

第1の欠点は、共働メンバーとしての政府や一人だけの顧客に対する

供給者(生産物についてひとつしか販路を持っていない場合)の取り扱い [Morley C, p.624], 第2の欠点は、損益計算書上の利益と付加価値計算書上の付加価値との関係, 第3は自製か外注かの問題 [Morley A, pp.30-31. Morley B, pp.33-34], 第4は、利益を増大するために付加価値をも増大しなければならない [Gilchrist, p.12. 鈴木訳, 5頁] といった、かつてイギリスにおいて指摘された問題である。

ベルカウイのこれらの指摘は、付加価値会計あるいは付加価値情報ディスクロージャーについての避けることができない固有の欠点というわけではない。ベルカウイは、欠点とはいいながら、付加価値計算書があるゆる局面に対応できるような「万能選手」であるというわけではなく、その導入についてはいくつかの限定を理解しなければならないことを指摘しているように思われるのである。したがって、アメリカでの付加価値会計の導入に際しても、これらの点について考慮すべき必要があることを述べているととらえることができるのである。

つまり、ベルカウイの視点は、先行するイギリスにおける付加価値会計の態様を考察することによって、これをアメリカに導入するための教訓として重視し、さらに新たな利用局面を検討していると特徴付けることができるであろう。

III. 利用領域の拡大

付加価値情報ディスクロージャーについて、まったく新しい角度からその有用性をとり上げた論文は、1990年5月に、“The International Journal of Accounting”誌で発表された、ニューヨーク州立大学のラーマン(Rahman, M)の論文である。この論文は、付加価値計算書の作成およびディスクロージャーが、多国籍企業の受入国、とくに発展途上の受入国にとって有用であるということを提案したものである。つまり、付加価値情報ディスクロージャーの利用領域を、従来とは異なる観点からとらえているところに新しい試みがみられる。

1. 多国籍企業と発展途上国

ラーマンは、多国籍企業とその受入国との間に存在するコンフリクト

について次のようにとらえる。

「多国籍企業は世界的に展開する経営活動からの全体的便益を極大化することに関心を示すだろうが、その受入国の圧倒的関心は、国民経済的便益を最大化することにある。利害についての潜在的なコンフリクトは、それが作用する多国籍企業と国との間に存在する。かつて、このコンフリクトを全体的に解決しようとすることを予測することは困難であった。」[Rahman, p. 87]

そして、「もし、多国籍企業と関連する国々の関係者との間のインフォメーション・ギャップの架け橋が作られたとするならば、両者の関係は改善するように思われる」[ibid, p.87]と、多国籍企業が展開する受入国、とくに発展途上国との間に存在するコンフリクトとその解決の糸口を新たな会計情報のディスクロージャーに求めるのである。

ところで、発展途上国においては、「証券市場が制限され、政府の政策決定者がさまざまな公的政策を考案し、履行するために、企業活動を監視し統制する必要がある」[ibid, p.88]ため、投資家以外の利害関係者が、多国籍企業の活動に大きな関心を寄せることになる。とくに、政府や労働組合、そして一般大衆は主要な利害関係者となる。そして、「そういったグループの決定や行動は、多国籍企業がどのようにその経営を進めて行くかの決定において、したがって、経営目標を達成することにおいて、重要な影響を及ぼしうる」[ibid, p.88]存在として認識されるのである。

ラーマンは、発展途上国の社会経済的特徴として、政府の政策が海外からの進出企業に大きな影響を及ぼすこと、そして、そのことから、政府が企業経営の重要な利害関係者として考えられると特徴付けている。

また、多国籍企業にかかわる問題のひとつは、ラーマンが「発展途上国で経営活動を行っている多国籍企業のコンテクストにおいて、内部的に移転した財やサービスの管理価格の利用は、価格のゆがみを引き起こす」[ibid, p.91]と述べているように、多国籍企業で利用される資源のほとんどが、受入国以外から調達され、そして、受入国で獲得された成果のほとんどが、海外に流出するという現状にある。したがって、多国籍企業によって生み出された成果は、多国籍企業レベルでは妥当な指標に

なるが、発展途上の受入国にとっては、実態とそぐわないものになってしまうのである。

その成果のひとつとして考えられる付加価値も同様に考えられる。多国籍企業レベルでの付加価値は、世界的な富の創造に関する当該企業の成果の指標としての妥当な尺度と考えられるが、受入国経済にとっては、役には立たないのである。そういった認識のもと、ラーマンは、「企業別」の付加価値概念を基礎とした「地域別」の付加価値の計算を提案するのである。

2. 地域付加価値の内容と例示

先にも触れたように、発展途上の受入国にとって、多国籍企業の受け入れは、政府に対する税金の納付、労働力の雇用、乏しい資源の効果的な利用によって、受入国それ自体の経済発展を期待して行われる。他方、多国籍企業は、その生産・販売拠点の国において、その国への貢献度よりは世界的規模での利益を追求する。ここにコンフリクトがある。したがってそのコンフリクトを解消するために、「発展途上の受入国の公的政策立案者にとって、多国籍企業の産出価値のどの部分が国内の財やサービスの購入のために消費されたのかを知ること」[ibid, p.92]は出発点として必要なことなのである。この点を出発点として、ラーマンの地域別付加価値概念は展開される。

ところでラーマンは、地域別付加価値概念の導入の根拠として、次のような多国籍企業の問題点を指摘している。

「一般に、発展途上国は、移転価格操作をコントロールするための、明解で効果的なメカニズムを持ち合わせてはいない。したがって、発展途上の受入国で公表された財務諸表で報告されているように、多国籍企業の業績は、その効率性についての歪められた写像を示しているように見える。」[ibid, p.93]

この問題は移転価格化にかかわる問題であるが、多国籍企業の財やサービスの管理価格化の問題と表裏一体の関係として考えることができる。つまり、多国籍企業内において管理価格を設定することによって、企業内の輸入額を過小評価し、輸出額を過大に評価する。このことによって、受入国で生み出された成果が、財務諸表上歪んだものになり、実際にも

多くの資金が流出することになる。

こういった現状認識のもとで、ラーマンは、次のような等式を示しながら地域付加価値の概念規定とその有用性を主張する。

$$LVA = (SR + CI) - (IP + RP + OPF + DIA)$$

LVA：地域付加価値

SR：地域売上高や輸出品の甲板渡し価格からなる販売収益
(総額)

CI：棚卸変動額

IP：原材料その他に対する輸入支払額(原価, 保険料, 輸送費)

RP：親会社あるいは外国の組織に支払われるロイヤリティ

OPF：サービス, 持分, 借入資本についての外国人に対する支払額

DIA：輸入(固定)資産減価償却費

ラーマンが提案する地域付加価値の計算は、総産出高から、外国から買入れたすべての財やサービスの費用を差し引いている点に特徴が見られる。このことは、先のラーマンの問題意識、つまり、多国籍企業の移転価格化の問題を解決する。ラーマンは、この点について、「すべての輸入に関する支払額が控除されるため、地域付加価値は、輸入した財やサービスの移転価格操作におけるいかなる効果からも開放されるだろう」[ibid, p.93]との有効性を指摘している。

もちろん、地域付加価値概念の導入は、移転価格化問題に対する処方としての有効性だけではない。ラーマンは、地域付加価値について、移転価格化問題以外に、次のような利点を示している[ibid, pp.91-93]。

- ①総産出高から、外国から買入れたすべての財やサービスの費用を差し引いて求められる地域付加価値は、受入国におけるさまざまな投入要素の購入によって消費された貨幣額に一致する。
- ②総産出高は、ある期間の経営活動による外国為替流入の尺度として用いることができる。
- ③また、同期間の企業のすべての外貨費用を控除することによって、期間的地域付加価値を計算できる。
- ④地域付加価値の分配は、多国籍企業の産出価値のどの部分が国内の財やサービスの購入のために消費されたのかを知るために役立つ。

第2図 ラーマンの地域付加価値計算書

XYZ (バングラディシュ) 製薬会社の地域付加価値計算書			
1987年12月31日までの年度			
(バングラディシュ通貨 10,000 単位)			
地域付加価値の創造			
産出高:			
販売収益	431,767	447,157	100
棚卸変動額	<u>15,390</u>		
差引:			
原材料および中間財の輸入額	215,320		
ロイヤリティ、外国人への手数料	13,943		
海外職員への給料	900		
海外借入金への利子	5,887		
輸入固定資産減価償却費	7,400		
海外株主への配当金	<u>11,400</u>		
		(254,850)	-57
地域付加価値		192,307	43
地域付加価値の分配			
現地従業員賃金給与	52,017		27
現地原材料および中間財	70,773		37
現地金融費用および利子	10,053		5
現地資本消耗 (減価償却費)	2,710		1
その他の現地費用	28,850		15
支払税金	12,800		7
現地持分権者への利益分配	4,916		3
留保利益	<u>10,188</u>		5
地域付加価値		192,307	100

そして、こういった地域付加価値の利点を受けて、ラーマンは、バングラディシュで公表された財務諸表をもとに、第2図のような地域付加価値計算書を例示している[ibid, p.94]。

3. 地域付加価値計算書の有用性

ラーマンは、発展途上国に存在する多国籍企業と受入国との問題解決の手段として、地域付加価値概念の導入、および地域付加価値計算書の作成とディスクロージャーを提案しているが、その有用性について、次

の3点を挙げている[ibid, pp.95-96]。

- ①地域付加価値についての情報は、発展途上国の政策決定者や国家計画立案者にとって、もっとも役に立つものとなる。
- ②地域付加価値計算書に含まれる情報は、コレクティブ・バーゲニングのプロセスにおいて、現地従業員や労働組合にとって役に立つものとなる。
- ③政治圧力団体やその他の社会的団体は、国民経済発展の過程において、多国籍企業によって行われる貢献度の範囲を、地域付加価値計算書から理解することができる。

これらの利用局面の中で、注目すべき主張は第1の利用局面であろう。なぜならば、付加価値計算書の利用者の一人として、政府がなぜ含まれるのかが、かねてより問題のひとつとしてとり上げられているからである。

もちろん、企業付加価値概念と地域付加価値概念との間には、その基本的考え方に大きな違いが見られる。とくに地域付加価値概念は、多国籍企業とその受入国との問題を解決する手段として導入が提案される。ここには、多国籍企業の問題、発展途上の受入国の特殊性が存在する。特殊な環境下での付加価値の利用をめぐる展開されているのがラーマンの地域付加価値概念である。しかし、日本企業のアメリカ進出によるバッシングに見られるように、あるいは貿易収支の不均衡が政治問題化しているように、先進国における海外進出企業の活動は、もはや政府の関与なくしては、解決できない状況になっている。そうした中で、先進国においても、企業活動に関する政府の関心は強いものであると考えられようし、今後ますますかわり合いが強まることが予測される。したがって、企業が新たに生み出した価値とその分配結果を示す付加価値計算書は、多国籍企業や発展途上国といった特殊な環境下のみならず、政府にとって役に立つ指標を提供する計算書であると考えられる。こうした認識から、付加価値の一部が税金という形で政府に分配されるといった局面でのみ、政府を付加価値計算書の利用者として考えるばかりではなく、企業活動に直接的間接的に関与する政府の立場を考慮することによって、政府を付加価値計算書の利用者の一人として考えることに妥当性が見い出せるといえるだろう。

おわりに

早くからイギリスにおいて付加価値計算書に関する会計基準の必要性が主張されたが[たとえば Morley A, p.7-8], 1980年代中期に, 会計基準を含む法的要請がないために, 付加価値会計は低落傾向にあるという指摘がなされた[Knell, p.6]。実際, イギリスにおける付加価値会計に関する研究は停滞ぎみであり, 最近では業績尺度としての付加価値の有用性に関する論文が見られる程度である[たとえば Kay A, B]。

もちろん, 企業会計において新しい会計思考の導入のために, 会計基準を含む法的要請は重要な要因のひとつであろう。しかし, それに先行する基礎研究は法的要請のための土壌整備の役割を担うものとして, なおさらに必要であろうと考えられる。

このような理解に立つとき, これまで見てきたように, アメリカにおける付加価値情報のディスクロージャーは, 1980年代後半から, 積極的な導入を目指した主張が行われ, 土壌整備が行われつつあるといえる。

グレイ＝ミークは, ディスクロージャーの面で先行するイギリスの態様を紹介しながら, 付加価値計算書がG A A Pの要請に合致すると主張した。また, ベルカウィは, 付加価値情報の有用性を, 一般投資家の利用を強調することによって, これをアメリカにおいて積極的に導入することを提唱した。とくに, その有用性は, 分配原資としてよりは業績尺度としての付加価値を重視し, 投資家に役立つ業績尺度としての付加価値情報のディスクロージャーを求めている。さらにラーマンは, 多国籍企業と発展途上の受入国という特殊環境ながら, 地域付加価値という概念を提案し, 指標としての付加価値が政府に役立つとの考えを示した。

ベルカウィやラーマンに見られる付加価値情報のディスクロージャーに対する特徴は, 分配局面よりは指標としての付加価値の利用, そして, 従業員ばかりでなく, 投資家や政府にとっての付加価値情報の有用性を強調している点にある。さらに「コーポレート・リポート」は付加価値計算書を社会的責任報告書のひとつとして位置付け, グレイ＝ミークも同様の立場をとっていたが, ベルカウィやラーマンは, 前者においては社会的変革, 後者においては利害関係者の拡大を認識しつつも, むしろ社会的責任という概念を前面に押し出さず, 付加価値概念の利用や付加

価値情報のディスクロージャーの必要性を検討している点に、もうひとつの特徴が見られる。

もっとも、グレイ＝ミークやラーマンが述べているように、1970年代のイギリスの付加価値会計の盛衰の一因となった経営環境が、現在のアメリカの経営環境と一致することはないであろう[Gray & Meek, p.80. Rahman, p.90]。しかし、付加価値会計についてのイギリスの経験を踏まえ、その基礎概念を検討することは、ベルカウイやラーマンの新たな提案に見られるように、今後のアメリカにおける付加価値会計研究の展開、そして実務への導入に際して、一定の方向性を与えることになると考えられる。この意味で、本稿でとり上げた研究成果は、アメリカにおける付加価値会計研究、とりわけ付加価値情報ディスクロージャーの展開についての新たな第1歩と見なすことができるであろう。

注

- (1) 同様の立場に分類されるものとしてヘンドリクセン(1965年)がいる。ただしヘンドリクセンは、付加価値会計の導入を直接的に提唱しているわけではない。利益概念の一種として付加価値をとりあげているにすぎない。ヘンドリクセンは、スーヤーネンの付加価値に関する概念規定を引用しながら、企業が、所有者や投資家だけではなく、従業員をはじめとする広範な利害関係者を持っていると考えて付加価値概念をとる場合、これを「付加価値的アプローチ」と称している。付加価値的アプローチの利点として、それが、株主だけでなく、すべての関係者に対する責任を持っている大企業の制度的背景を描写する点であると述べているが、こういった考え方は、基本的にスーヤーネンの主張と変わるものではない[詳しくは、水田訳, 166～168頁参照]。また、ヘンドリクセンの本書第4版では、付加価値に関する記述に手が加えられ、付加価値の概念規定に、スーヤーネンではなくモーリィの見解を採用していることは興味深いことである[Hendriksen, 1982年, p.163]。
- (2) ドイツにおける付加価値(創造価値)研究は、ラーマンを中心とするが、その源初は、1927年[山上訳著による]、中でも創造価値会計についての代表とされる研究が1954年の“Leistungsmessung durch Wertschöpfungsrechnung”である。さらにイギリスでは、ベントレイ(1964年)やギルクリスト(1971年)の書物が比較的初期の付加価値会計研究として挙げられるが、どちらも経営管理のための指標としての付加価値の利

用を中心としており、外部報告のための付加価値会計という点に限れば、1975年の「コーポレート・レポート」の公表まで待たなければならない。

- (3) イギリスにおける付加価値会計は、「1970年代後半の大量発生」[Burchell, Clubb & Hopwood, p.36]と表現されるほど、多くの研究報告がなされた。おもなものを列挙すれば、A S S Cによる“The Corporate Reports” (1975年)を始めとして、イギリス通産省のグリーンペーパー“The Future of Company Reports” (1977年)、会計士団体の中では、I C A S [Morley A. 1978年], icma [Cox A. 1979年], I C A E W [Renchall, Allan & Nicholson, 1979年], そしてA C A [Gray & Maunders, 1980年]などが付加価値会計に関する報告書を公表した。
- (4) 付加価値会計に関するベルカウィの研究のうち、A、Bの著書に所収の付加価値会計に関する部分およびカルピックとの共同研究は、若干の加筆や一部改訂があるものの、すべて最後の著書Cに収められている。ここでは、とくに必要がある場合を除いて、著書Cから引用した。
- (5) なお、Belkaoui Aにおいては、ここで分類した(1)-④, (4)-②, (5)-②, ③および(6)-①の記述がない。また、Belkaoui B所収の付加価値報告に関する記述においては、(1)-④, (4)-②, (5)-③および(6)-①の記述はない。
- (6) 多国籍企業については明確な尺度を持って定義することはできない。しかし、一般的には、①少なくともひとつ以上の外国に定着した製造拠点、またはその他の形態の直接投資を確保していること、そして②真の意味での世界的な見通しを持ち、その経営者は市場開拓、生産および研究について、世界中のどこにでもすぐ適用可能な決定を行うことというふたつの要件を満たした企業が多国籍企業と呼ばれる。これは、1963年4月の『ビジネス・ウィーク』誌によって定義されたものである[藻利編, 161～162頁]。
- (7) 発展途上国(開発途上国ともいう)についての定義もラーマンは明確にしていない。一般的にも明確な基準があるわけではなく、経済協力開発機構(OECD)、世界銀行、国連等が独自の基準で発展途上国の範囲を決めているにすぎない。ちなみにOECDの下部機関である開発援助委員会(DAC)によれば、先進国から発展途上国に経済開発のために流れた資金を政府開発援助(ODA)としていることから、ODA資金を供与する国を先進国、受け取る国を発展途上国とみなすことができる。またDACは、被援助国である発展途上国を一人当りの所得額によって決定

している[詳しくは青山, 36~55頁参照]。

参考文献

- ASSC, *The Corporate Reports*, 1975.
- Belkaoui, A., A *The New Environment In International Accounting : Issues and Practice*, Quorum, 1988.
- _____, B *Multinational Financial Accounting*, Quorum, 1991.
- _____, C *Value Added Reporting : Lessons for the United States*, Quorum, 1992.
- Burchell, S., Clubb, C. & Hopwood, A., *Accounting in its social context : Towards a history of Value Added in the U.K.*, London Business School, February, 1981.
- Cox, B., A *Value Added: An appreciation for the accountants concerned with industry*, William Heineman, 1979. 中原章吉訳「B. コックス; 付加価値(その1)」 「同(その2)」 駒澤大学『経済学部研究紀要』45号(1987年3月)227~272頁, 同46号(1988年3月)161~344頁。
- _____, B *A Study of Value Added Incentive Schemes in the UK*, icma, 1983.
- FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts : Accounting Standards*, 1991/92 Editin, Irwin, 1991.
- Gilchrist, R., *Managing For Profit : The Added Value Concept*, George Allen & Unwin, 1971. 鈴木一成訳『ギルクリスト付加価値経営』税務経理協会, 1979年。
- Gray, S. & Maunders, K., *Value Added Reporting : Uses and Measurement*, Association of Certified Accountants, 1980.
- Gray, S. & Meek, G., "The Value Added Statement : An Innovation for U. S. Companies?", *Accounting Horizons*, June, 1988, pp.73-81.
- Hendriksen, E., *Accounting Theory*, Irwin, 1965. 水田金一監訳『ヘンドリクセン会計学(上)』同文館, 1970年。
- _____, *Accounting Theory 4th Edition*, Irwin, 1982.
- Karpik, P. & Belkaoui, A., "The Reletive Relationship Between Systematic Risk and Value Added Variables", *Journal of International Financial Management and Accounting*, 1-3, 1990, pp.259-276.
- Kay, J., A "Capable To The Core", *Accountancy*, April, 1993, pp.46-47.
- _____, B "Added Value : The Link Between Performance Measures"

- Accountancy*, June, 1993, pp.121-122.
- Knell, A., *Added Value For Added Profit*, The Institute of Chartered Accountants in England & Wales, 1986.
- Lafferty, M. & Cairns, D., *Financial Times World Survey of Annual Reports 1980*, The Financial Times Business Information Ltd, 1980.
- Maunders, K., "The Decision Relevance of Value Added Reports", *Frontiers of International Accounting: An Anthology*, pp.225-245. Edited by Choi, F. and Mueller, G., UMI Research Press, 1985.
- Morley, M., A *The Value Added Statement: A Review of its use in Corporate Reports*, Gee & Co, 1978.
- _____, B "The Value Added Statement: A British Innovation", *CA magazine*, May, 1978, pp.31-34.
- _____, C "Value Added Reporting", *Developments in Financial Reporting*, pp.251-269. Edited by Lee, T., Philip Allan, 1981.
- _____, D "The Value Added Statement in Britain", *The Accounting Review*, 54-3, July, 1979, pp. 618-629.
- Purdy, D., "The Value Added Statement: The Case is Not Yet Proven", *Accountancy*, September, 1981, pp.113-114.
- Rahman, M., "The Local Value Added Statement: A Reporting Requirement for Multinationals in Developing Host Countries", *The International Journal of Accounting*, February, 1990, pp.87-98.
- Secretary of State for Trade by Command of Her Majesty, *Future of Company Reports: A Consultative Document*, 1977.
- Shinba, G., *Value Added Income*, Book World, 1983.中原章吉訳「G, シン: 付加価値収益(1)~(4)」駒澤大学『経済学論集』20巻1号(1988年6月)171~217頁, 同2号(1988年12月)205~231頁, 同3号(1988年12月)243~255頁, 同4号(1989年3月)161~236頁。
- Soujanen, W., "Accounting Theory and the Large Corporation", *The Accounting Review*, 29-3, July, 1954, pp.391-398.中原章吉訳「会計理論と大規模企業」駒澤大学『経済学論集』4巻3号(1972年11月), 132~146頁。
- 青山利勝著『開発途上国を考える』勁草書房, 1991年。
- 飯田修三著『付加価値会計の基礎理論』森山書店, 1978年。
- 中原章吉著『企業付加価値計算書の研究』白桃書房, 1989年。
- 山上達人訳著『レーマン生産性測定論』税務経理協会, 1966年。
- 藻利重隆編『経営学辞典』東洋経済新報社, 1985年。

A Study of the Usefulness of Value Added Information in the U. S.

— Focusing on the recent studies —

Masaaki OHARA

Little progress in the study of Value Added Accounting in the U.S., especially of the usefulness of its disclosure, has been made since Soujanen's paper, "Accounting Theory and the Large Corporation" (in *The Accounting Review*, July, 1954). But recently some papers have been published about Value Added concepts and/or disclosure of Value Added information. One of them discussed whether the Value Added Statement was an 'innovation' for U.S. Companies. Another examined Value Added Reporting as a 'lesson' for the U.S. And, finally, another proposed 'Local Value Added' as a new useful dimension of the Value Added concept.

Introducing these studies in this paper, I will especially examine the main useful feature about disclosure of Value Added Information in the U.S.